

(公社) 白山市シルバー人材センター



会員だより 第150号

令和5年12月25日発行

電話 076-275-7604



○令和6年度のお仕事について（大切なお知らせ）

シルバー人材センターは、高齢者の「自主・自立（自分の力で行うこと）、共働・共助（一緒に考え助け合うこと）」を目標に、会員同士が仕事を分け合い、共に働くことを大きな目的として事業を進めており、長期間一定の会員が、一つのお仕事を継続しておられることは、シルバー人材センター事業の目的に馴染みません。

そのため、白山市シルバー人材センターでは、会員の皆様が公平に就業機会を得られるよう「適正就業基準」を設けています。「適正就業基準」では、最長5年間、現在のお仕事を続けていただくことを可能としており、5年以上同じお仕事をしている会員の皆さんは、替わりの希望者がおられた場合、白山市シルバー人材センター適正就業基準に基づき、交代をお願いします。

現在、令和6年4月からの就業について、アンケートや募集のご案内を対象会員に郵送しています。案内が届いた方で令和6年度からのお仕事を希望される方は、同封してあります「就業一覧表」をご覧ください、「就業希望票」をシルバー人材センター各支所まで提出してください。

なお、通年で同じお仕事（同じ仕事場ではなく学校校務員や施設管理など、同じ業務をいいます。）をしている会員のうち、就業期間が5年に満たない会員の皆さんは、ご本人からの申し出がない限り、令和6年度も引き続き同じお仕事をお願いします。

また、就業募集に関する書類が届いていない会員で「就業一覧表」、「就業希望票」を希望される方はシルバー人材センターまでご連絡ください。

白山市シルバー人材センターの事業が、より一層市民に認知され地域社会に貢献できるよう、また白山市の高齢者の皆さんにとって、働く喜びと生きがいを持ち心の拠り所となるよう、会員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

裏面につづく